

亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の育児休業等に関する規則（平成17年亀山市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。